検事正　長山道雄　殿

告　発　事　実

被告発人らは，共謀のうえ，愛媛県西宇和郡伊方町九町越所在の伊方原発２号炉において，右原子炉の「使用の目的」について主務大臣の変更許可を受けないで，次のとおり右目的外の出力調整実験を行なったものである。

一　昭和６２年１０月８～９日

二　　同　　年 同 月１９～２１日

三　昭和６３年２月１２日

罪名及び罰条

原子炉等規制法違反

同法７８条3号，２６条１項，２３条２項２号，８１条，刑法６０条

告 発 の 理 由

一　被告発人四国電力株式会社は，昭和４７年１１月２９日付４７原第１０９２１号をもって伊方発電所の設置許可を受け，その後２号炉増設に伴って設置変更許可を受けたが，それによれば，２号炉の「使用の目的」は，「商業発電用」であり，その運用計画は「基底負荷用として高負荷率運転を行う予定である」（１００％運転を意味する）とされている。

二　しかるに，被告発人ら五電力及び三菱重工の会社ならびに関係者は，「出力調整運転試験」と称して，告発事実記載の期間，前後６回にわたって，３時間かけて出力を１００％から５０％（但，内１回は７５％）に落し，その６時間後に３時間かけて１００％に戻す出力調整実験を行なった。

三　原子炉等規制法２３条が発電炉と試験研究炉を区分し，許可に際して「使用の目的」の記載を求めていることから，本件のような「試験」「実験」は試験研究炉で行なわれるべきで，２号炉の「使用の目的」である「商業発電用」とは異なる目的の為に使用されたことが明らかである。又，右のような出力調整は，２号炉の前記運用計画にも明らかに違反するものである。

四　被告発人らは，原子炉等規制法２６条１項の変更許可を受けないままに，原子力基本法２条の平和利用三原則を踏みにじって秘密裡に昭和６３年１０月の実験を行なったばかりか，実験中止を求める多数の国民の声と右２６条の許可を要するとする専門家の指摘を無視して同６３年２月の実験を強行したものであって，その犯情は極めて悪質である。

五　よって，迅速かつ厳正な捜査によって，厳重に処罰されたく，告発人は，右実験に関与した法人ならびに自然人のすべてを告発するものである。

告　発　人

（第１次２４１名，氏名略）

会計報告（'88. 3/1～3/31）

収入		
会　費		9,000
ニュース購読料		115,250
コピー代金		990
	計	125,240
支出		
ニュース印刷代		31,000
郵送料		9,700
振替手数料		400
資料費		25,970
	計	67,070
差引		58,170
積立金合計		1,771,489

伊方訴訟ニュース

第176号

1988年4月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎ 06－363－2112 口座大阪3－48780

伊方１号炉など各地の同型炉で

原子炉のブレーキ＝制御棒の損傷続出

３月９日，四国電力は，定期検査中の伊方１号炉の制御棒集合体２９体（１体は１６本の制御棒で構成）のうち，膨張や摩耗が大きい１２体を，近く取りかえると発表した。

四国電力は，このことについて次のように説明している。制御棒が膨張している４体は，出力微調整用として，常に炉心上部に挿入されているもので，ステンレス製の被覆管の内部にある中性子吸収用の合金が，中性子の吸収で膨張した。その程度は，約0.1ミリである，と。

また，制御棒が摩耗していた８体は，原子炉の運転中には，炉心上部の制御棒集合体案内管内に引き抜かれているもので，原子炉内の激しい水流のために振動し，案内管内部の止め板とこすれて摩耗した。その程度は，厚さ0.5ミリの制御棒被覆管が，ほとんど，すり減ってしまうほど（最大0.46ミリ）であった，と。

伊方１号炉と同型の日本の加圧水型炉では，関西電力美浜２号炉で初めて，昨年１０月に制御棒の破損が見つかった。その時には，被覆管がすり切れた３本の制御棒の先端に，長さ１４センチものひび割れがあった，という。

この出来事に驚いた各電力会社は，これまでの制御棒目視検査を，被覆管外形測定装置による精密検査に切りかえた。その結果，美浜２号炉に続いて，九電玄海１号炉（昨年１２月），関電高浜２号炉（今年３月），そして今回の伊方１号炉と，相ついで同種の損傷が多くの制御棒で見つかったのである。

この調子では，同型の全原子炉で制御棒がやられていることは確実で，各電力会社では制御棒の取りかえ基準を，これまでの１３年から８年に短縮すると同時に，定期検査時の点検を強化することにした，という。

制御棒は直径１１ミリ，長さ４メートルの細長い棒状で，それを，原子炉内の激しい水流の中で，炉心の燃料集合体に置かれている直径が0.3ミリだけ太い導管内を上下する。したがって，制御棒が膨張したり，被覆管のすり切れで中性子吸収体が破損・変形したりすれば，制御棒の炉心への挿入は妨げられ，万一の時の原子炉の緊急停止も不能となる。

各電力会社は，その場しのぎの対策で乗り切ろうとしているが，やがて日常化するとされている出力調整運転では，急速な制御棒の挿入と引き出しとが繰り返されるから，制御棒の破損の進行，原子炉の暴走の危険は，確実に増加することであろう。

原告準備書面

ーチェルノブイリ前夜の出力調整実験ー

（１９８８年２月２６日提出）

（その１）

第１章

目　次

はじめに

㈠　不安の声は全国からあがった。思想，信条，宗教の違いをのり越え，主婦や子供たちが立ち上った。

㈡　国民を敵視し犯罪者あつかいする乱暴で非人間的な四電。

㈢　マスコミも四電の非民主性を厳しく批判した。

㈣　原発推進派も四電の非民主性を弁護出来なく，逆に強い批判をした。

㈤　原子力基本法ばかりか憲法さえもないがしろにされている。法が軽んじられば，それだけ重大事故の可能性は強まる。

はじめに

「私たちを危険にさらさないでほしい」という伊方原子力発電所２号炉（以下伊方２号炉とよぶ）の出力調整実験に反対する声は，わずか１カ月足らずで，１００万人以上もの署名を集めた。

さらに，７００団体延べ１万人近い人が四国電力（以下四電とよぶ）の本社がある高松市を３度にわたり訪ずれ，四電に実験中止と実験の説明を求めた。

我が国ではかって，原子力（以下原発とよぶ）反対運動で，短時間のうちに１００万人を越す反対署名が集ったことはなかった。ましてや，主婦や子供たちが数千人も集まり，原子力発電所の危険性を訴えたことはなかった。

ましてや，今回の反対運動の特徴は，組織的動員がはかられたというのではなく，各自が自主的に，自費で行ったことである。それは出力調整実験への不安や恐れが，それだけ強く，多くの人を恐怖のふちに追いつめた，ということにほかならない。

この不安や恐れは，ただ単に出力調整実験だけにあるのではない。最近の総理府の調査（甲２１号証の２３）でも，原発に国民の86％の人が不安をもっているのを見ても明白なように，ソ連のチェルノブイリ原子力発電所（以下チェ原発とよぶ）事故後，我々国民は原発に対して，多大な不安と恐れをいだいているのである。チェ原発事故についての恐怖とその地球的規模の被害については，原告準備書面（１９８６年９月提出）で指摘している通りである。

にもかかわらず，四国電力はこうした国民の不安の声を無視したうえ，敵視し，犯罪者あつかいさえして実験を強行した。

しかし，こうした四電の姿勢がいかに世論や我々国民の意志を無視し，非民主的なやり方で原発を運転してきたかは，我々国民だけではなく，原発を推進してきた科学技術庁長官や愛媛県知事が「四電は住民に対し説明不足だった」，「住民の不安を解消すべきだった」（甲第２１号証の２４）と四電に対し厳しい批判をよせていることを見ただけでも，それは理解出来る。かって，科学技術庁や県知事が原発問題に関し電力側を，これほど厳しく批判したことはないのである。それほど四電の出力調整実験の遂行は，非民主的で乱暴きわまりなかったのである。

こうした，国民世論を無視した非民主的な四電の原発運営の在り方は，民主的運営をうたった原子力基本法（以下基本法とよぶ）の精神に反しており，即刻取り消されるべきである。

このような，非民主的で乱暴な四電にサタンの火とよばれる原発の建設，運転許可がなされたままなら，近い近来，取りかえしのつかない誤ちを犯す恐れは大である。

今ならまだ間に合う。ただちに本件の許可取り消しを行うべきである。

このことを強く求めて，出力調整実験にあたって，明らかにされた四電の非民主的で暴力的な危険な体質を指摘しておきたい。

（一）不安の声は全国からあがった。思想信条，宗教の違いをのり越え，主婦や子供たちが立ち上った。

伊方２号炉の出力調整実験に対する不安の声は，昨年１２月中旬ごろから起った。伊方２号炉の実験を，九州電力との交渉の席で知らされた大分県の主婦たちが訴えたのがはじまりだった。四電は，不安の声がよせられて，はじめて我々地元住民に明らかにするという非公開の姿勢だった。さらに，四電は，昨年１０月にすでに本件２号炉で第１回目の実験を済ませていることを明らかにするなど，非民主的な体質をさらけ出し，我々に大きな不安とショックをあたえた。

このため，不安の声は伊方２号炉の周辺地域である本県や九州，中国地方だけにとどまらず，北は北海道，南は沖縄にまで，あっという間に応がった。広がりの早やさと広さは，それだけ，いかに本件の許可処分に対して国民が不安と恐れをもっていたかの証しにほかならない。

この証しは，今回の反対運動の人たちを見れば，なお明らかである。今回の反対運動をしている人たちの特徴は，従来から原発反対運動をしている人や団体，組織を大きく乗り越え，さらには性別，思想信条，宗教を乗り越え，文字通り国民的運動となっていることである。とくに，普段は男性に比べ家庭外への発言や行動が少ない女性が，子供をかかえながら，今回の実験反対や中止要請の先頭にたって数多く参加したのは，いかに四電が子をもつ親に不安と恐怖をあたえたか，ということである。（甲第２１号証３２）

（二）国民を敵視し，犯罪者あつかいする乱暴で非人間的な四電。

㈠でのべてきたような，不安と恐怖にかられた我々国民に対して，四電はどんな対応を示してきたか。甲第２１号証の３１に示すように，四電は伊方２号炉や，高松の四電本社，松山市の四電愛媛支店周辺にバリケードや有針鉄線をはり，話し合いや公開討論会，説明会を求める人たちが訪ずれる数日前から，話し合い拒否の姿勢を示した。また，実験の説明と，公開質問状を四電営業所に持っていった主婦たちを，立たせたまま玄関ロビーで応対，あげくのはてにはこの主婦らを部屋のかげからカメラでかくし撮りし，犯罪者あつかいするしまつだった。

ついには，四電は，自分たちのこうした乱

暴な対応や挑戦的な態度を棚上げして，出力調整実験反対のステッカーを張っただけの女性を，警察が，逮捕理由ものべず，かかえあげて衆人の目からかくし，不当逮捕するために守衛室を貸し与え（甲第２１号証の２５）た。それはまさに，警察権力と一体になって，素朴な主婦の行為におどしをかけたと見られても仕方がないことである。

さらに，四電の警察権力を使っての反対運動者への圧力はこれだけにとどまらず，本年２月１８日には，八西連絡協議会員を，器物破損罪と建造物侵入で逮捕するに及んだ（甲第２１号証の２６）。この逮捕は，器物破損罪が親告罪であることから，四電が警察権力を使って我々反対運動や出力調整実験に疑問の声をあげている者に，圧力をかける目的をもってしたことは明白である。なぜなら逮捕は，器物破損や侵入が行なわれたという当日の２月１２日は，多数の警察，四電職員，四電ガードマンが見守る中であったにもかかわらず，全く注意や警告すら行なわれなかったのである。しかるに，事件があったとされる日から６日もたった日に，突然任意出頭の要請や同行の形もなく，子供や家族の目の前で逮捕したのである。これは明らかに「みせしめ」的要素が強く，世論やマスコミからも捜査当局に厳しい批判があがったのは，いうまでもない（甲第２１号証の２７）。本裁判所でも，異例の処置で逮捕者の釈放を求め，検察庁の準抗告を棄却したのは御存じの通りである。

しかし，この事件は単に警察当局が勝手に動いたということではない。背景には，100万人を越える人たちを不安と恐怖に落しいれながら，その不安と恐怖の声に何の回答を示そうとしないばかりか，逆に自からの不正実さを正当化するために，反対運動者の中に犯罪者をつくり出し，反対運動のイメージダウンと圧力をねらった四電の意図があった，とみられても仕方がなかろう。

少なくとも，本人に被害請求すれば済むことであり，警察権力を使って，わざわざ犯罪者づくりする必要はないはずである。四電というのは，単に出力調整実験の説明を我々にしなかったばかりではなく，原発の運営に対して意見や説明を求めようとする我々国民を，警察権力まで使って押え込もうとするのである。

それは，もはや非民主的という次元を通り越して，四電の独裁性がむき出しにされている状況だといわざるをえない。こうした四電には，基本法の精神はみじんも見い出せず，本件の許可処分がなされると，将来に多大な禍根を残すことは必至である。

（三）マスコミも四電の非民主性を厳しく批判した。

愛媛新聞は１月２１日，２月１１日，２月１３日の社説で，四電の非民主的な姿勢を強く批判した（甲第２１号証の２８）。この中で「秘密主義のシッポが残るかぎり，危ぐもまた解消しないのだ」と，今後の四電の非民主性に不安を示している。こうしたマスコミは愛媛新聞ばかりではない（甲第２１号証の２９）。

マスコミが筆をそろえて四電を激しく批判したのは，かってなかったことである。それは，それだけ四電の原発運営が，非民主的に行なわれたためである。

（四）原発推進派も四電の非民主性を弁護出来なく，逆に強い批判をした。

冒頭の「はじめに」でもふれたように，伊藤科学技術長官は，出力調整実験が無事おわった２月１２日の閣議後に「四電は地元への説明の配慮がたりなかった」と四電の姿勢を厳しく批判。伊賀愛媛県知事も，同様な発言を行い，四電を批判した（甲第２１号証の２４）。

原発の必要性を説き，四電の原発建設に力をかしてきた行政担当者さえ，四電の非民主的な体質につきあたり，その背信的な行為を非難したのである。

（五）原子力基本法ばかりか，憲法さえもないがしろにされている。法が軽んじられれば，それだけ重大事故の可能性は強まる。

以上見てきた通り，四電の姿勢はおよそ基本法の精神からも遠く，憲法に保証された基本的人権や表現の自由，生命や財産の保障までも，出力調整実験のためにふみにじっている。我々に十分な説明もせず，話し合いや公開討論会さえ拒否し，そのあげくに，出力実験反対の声をあげる者を敵視し，警察権力を使って犯罪者あつかいしようという四電には，だれがみても，原発の民主的運営や安全な運転管理がなされるとは，とうてい思えない。

こうした四電に出された本件２号炉の許可処分は，原子力基本法第２条や原子炉等規制法第２３条，２４条に反しており，即該取り消されるべきである。

それがなければ，将来取りかえしがつかない誤ちが起る恐れが大であることを重ねて強調しておきたい。

ちなみにチェ原発事故は，運転規則を運転員が軽んじたために起きた，とソ連の報告書はのべている。原発という巨大科学の運営においては，たとえ小さな規則や法であっても，それを軽んじていたら，取りかえしのつかない惨事につながるということの一つの見本である。

告　発

２号炉出力調整実験

すでにお知らせしましたように，四国電力などが強行しました「出力調整運転試験」に対し，松山のお母さんたちを中心に，２４１名の人たちが，２月２６日に，下記の告発状を松山地方検察庁に提出しました。

その後，松山地検がどのような捜査を行っているかは不明です。告発団では，「実験」が違法であることを裏付ける資料や意見書を提出する準備を進めています。同時に，４月中旬に予定している第２次の告発に参加するよう，四国はじめ全国に呼びかけています。

四電の違法行為は明白ですが，松山地検への大きな外圧も当然予想されますので，継続的な働きかけが必要でしょう。

告　発　状

告発人　末尾のとおり
高松市丸の内２－５
被告発人　四国電力株式会社
右代表者取締役　佐藤忠義
ほか多数

昭和６３年３月２６日
松山市一番町４丁目４－１
松山地方検察庁